

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二みやぎ新しいまち・未来づくり審議会の項、宮城県木材流通対策協議会の項及び一般国道

百八号花洲山バイパス環境対策委員会の項を削り、同表みやぎ東北高速幹線道路環境対策委員会の項

中 同 を 道路課 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月七日

○宮城県規則第六十号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項及び第三項中、「及び第二項」を削る。

第三十四条第一項中、「第二項、第三項及び第十項」を削り、同項第八号中、「第五十三条の三の

第二項第一号」の下に、「(同法第八十九条の二第三項、第九十六条又は第九十六条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第九号を削り、同項第十号中、「附則第十一条第二項」を「附

則第十一条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号及び第十二号を削り、同条第三項中、「第二項、第三項及び第十項」を削る。

様式第三十八号の二中、「第53条第48項」を「第53条第52項」に改める。

様式第三十八号の三中、「第53条第48項」を「第53条第53項」に改める。

第二条 宮城県県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第十二条の九第一項中、「第三十二条の三」を「第三十二条」に改める。

第二十一条の二中、「第五十三条第四十五項又は第四十六項」を「第五十三条第四十項又は第四十一項」に改める。

第二十二条第一項中、「第五十三条第五十項及び第五十一項」を「第五十三条第四十五項及び第四十六項」に改め、同条第二項中、「第五十三条第五十二項」を「第五十三条第四十七項」に改める。

様式第三十八号の二中、「第53条第52項」を「第53条第47項」に改める。

様式第三十八号の三中、「第53条第53項」を「第53条第48項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例施行規則第三十四条の規定は、平成二十二年四月一日以後の不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例を受けるものの提出書類について適用し、同日前の不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例を受けるものの提出書類については、なお従前の例による。

宮城県知事 村 井 嘉 浩